

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

12月4日(土)～10日(金)は人権週間です。この機会に改めて人権について考えてみましょう。

今回は、龍谷大学社会学部准教授の川中大輔さんから、「外国人の社会参加」をテーマに寄稿していただきました。

人権週間

1 「共にいる」社会

「共にいる」と「共に生きる」との間には大きな違いがあります。

「共に生きる」という言葉には、支え合いや助け合いといった相補性・互恵性や、一緒に何かしらの活動に取り組みといった協働性の意味合いが込められています。相補的・互恵的・協働的な関係が地域で繰り広げられれば、その場に関わった人々は相互に影響を及ぼし合うこととなります。外国人住民と「共に生きる」社会とは、受入社会の人々にも自ずと変化をもたらすものに他なりません。中には新たな常識や認識が生み出され、地域活動や行政活動などで従来とは異なる動きが導き出されていくこともあるでしょう。

そのことで私たちの社会の生きやすさ、暮らしやすさが前進する可能性も小さくありません。

それでは、地域における外国人住民と日本人住民はどちらが「共に生きる」関係となっているのでしょうか。「共に生きる」社会を実現するために、どのような外国人住民の社会参加を推進していけばよいのでしょうか。日本においても外国人住民の存在が高まる中、私たちはこうした問いと向き合っていく必要はあります。

川中 大輔さん寄稿

「共にいる」社会から「共に生きる」社会へ



かわなか・だいすけ 龍谷大学社会学部准教授。放送大学客員准教授。シチズンシップ共育企画代表。財団法人大学コンソーシアム京都研究主幹、立命館大学共通教育推進機構嘱託講師などを経て現職。専門は社会デザイン研究、シチズンシップ教育論、市民活動論。

人関係の参加)を思い浮かべるでしょう。あるいは行政サービスを利用できている時(社会的参加を思い浮かべるでしょう。あるいは法的・政治的な権利の行使が保障されている時(市民の参加)を思い浮かべるでしょう。「共に生きる」社会を実現するためには、以上の四つの社会参加が必要であるとされています。

この四つの社会参加が何らかの形で進んでいても、外国人住民と日本人住民との間で対等性・公平性が認められなければ、外国人住民は「よそ者」として周縁化されることとなります。「よそ者」と位置づけられれば、受入社会への信頼や愛着が形成されず、積極的参加の意識・意欲も低下することでしょう。そのため、外国人住民の視点から四側面の現状課題を見出し、問題解決に取り組み続ける仕組み(例えば、外国人住民会議)

2 社会参加を阻む三つの壁

多文化共生という概念は外国人住民の苦悩・痛苦を生み出す社会構造に対する問題提起として日本では用いられてきました。そうした社会構造の問題は「言葉の壁・制度の壁・意識の壁」として具体的に現れることとなります。

「言葉の壁」については理解も深まり、日本語教室や母語教室が開設されているほか、多言語版親子手帳の発行やごみ収集場の多言語表記、ピクトグラム(絵文字)による避難所内標示など、さまざまな取り組みが見られるようになりました。やさしい日本語の使用も広がってきています。

「制度の壁」については、依然として数多くの問題があります。つても、医療通訳や司法通訳などの仕組みが整えられ、外国人児童生徒の学習権保障に向けた動きなども進み出てきています。

3 一人ひとりへの「呼びかけの声」

外国人住民と関わり続ける上で地域活動は重要な機会となるでしょう。とはいえ、外国人住民にとって地域活動への参加はその道筋が見えにくいものです。それでは、地域活動に参加している人々ほどのような経路で現在に至っているのでしょうか。もちろん強い意志を持って自発的に参加した人もいます。しかし、多くの場合は「誰かに誘われて」「たまたまその場に居合わせて」という流れの中で第一歩を踏み出し、「またね」と声をかけられる中で気がたけは参加し続けているのではないのでしょうか。外国人住民がこうした流れの中にある状況を増やすために、生活の中で交差する場を豊かにし「呼びかけの声」を発することが期待されます。

この際、外国人住民が有する強みが発揮される参加を呼びかけたいところです。出身国の家庭料理を子ども食堂や地域イベントで供してもらおうということが一例として挙げられるでしょう。ただし、外国人住民だからといって出身国文化に親和性が高いとは限りません。移民世代などが変われば、生活文化も変わってきます。外国人住民を一括にはせず、一人ひとりの強みに目を注がねばなりません。そのような個人としての尊重に基づき交わりこそ、「共に生きる」関係性の内実を豊かなものとしていくのです。

外国人も住みよい地域に

1 社会参加の四つの側面

あなたが社会の一員であることを認識・実感するのはどのような時でしょうか。あるいは対価を伴う仕事に従事している時(経済的参加)を思い浮かべるでしょうか。あるいは地域活動に参加する中で様々な人間関係が育ち、支援が必要になった時に助けられるつながりができた時(対

を設けることが社会参加推進の環境整備として求められます。同時に、受入社会の人々の課題認識が耕されなければ、解決すべき問題としての優先順位が上がらないことが懸念されます。例えば、防災訓練や減災ワークショップのような共有性の高いテーマの活動と一緒に取り組む機会も設けていくことが求められます。

「意識の壁」については、外国人住民の文化やアイデンティティを尊重する流れが見られるものの、日常生活の中でのふとした言動で無自覚に存在を傷つけ、疎外感を抱かせていることが少なくありません。こうした状況に対して、外国人住民への共感的理解の必要性が指摘されます。共感的理解に至るには、表立って語られることの少ない「理解されない悲哀・憤怒や、個々の人生・生活を形作ってきた

人権擁護委員は、身近な相談相手 一人で悩まず、相談してみませんか？

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。市では、現在7人の人権擁護委員が、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っています。相談は無料で、秘密は厳守されますので、困ったことがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。(12月の人権相談は、13面に掲載)



例えば、こんな時にご相談ください

- ★子どもが学校でいじめられている。先生にも相談したのだけれど…
- ★ご近所とうまくいかない。いやがらせかな?と思うことが…
- ★相手の暴力から逃げ出したいのだけれど…
- ★「誰のおかげで生活できているんだ」と言われて…
- ★私にも大事な仕事を任せてほしいのだけれど、女だからと言われて…
- ★職場での人間関係に悩み、不安やストレスが…
- ★高齢になった父母の介護に疲れている、私も年なので…